

## 泉崎村農業委員会定例総会（4月）議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時：令和8年4月15日（水）午後1時30分から

場 所：泉崎村役場第1会議室

### 2 会議構成人員（14名）

出席農業委員（7名）

2番 佐川 ヒロ子 委員

3番 和泉 輝代 委員

4番 大森 秀樹 委員

5番 穂積 正徳 委員

6番 菊地 信治 委員

7番 大野 厚海 委員

8番 有賀 路夫 委員

推進委員（7名）

太田川 小針 喜美司 委員

踏 瀬 箭内 一二 委員

泉崎① 鈴木 勝美 委員

泉崎② 鈴木 正一 委員

泉崎③ 中野目 英宏 委員

瀬知房 鈴木 勝 委員

北平山 小林 富美雄 委員

### 3 本日の提出議案

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書について

議案第17号 現況確認証明申請について

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

### 4 議事録署名人

7番 大野 厚海 委員

2番 佐川 ヒロ子 委員

## ■開 会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今より4月定例総会を開催いたします。始めに会長より挨拶をお願いいたします。

## ■会長挨拶

(会長)

皆さん、こんにちは。

2点連絡事項がございます。

1つ目は村の大区画化等支援事業という事業に私は希望を出しました。5年間ずっと希望を募ってやるそうなので、資料や詳しい話が聞きたい方は私のところに来てください。

もう1点は米についてです。食味で5年間ずっとコンテストで入賞している品種について、今年の秋注文すれば来年は手に入るので、種もみを注文して来年一緒にコンテストに挑戦してください。以上です。

今日の案件は少ないですがよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

会期の決定及び議事録署名人の選任について、会長よりお願いいたします。

## ■会期の決定及び議事録署名人

(会長)

本総会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

本日1日とすることに決しました。

議事録署名人は「7番 大野厚海委員」「2番 佐川ヒロ子委員」をお願いします。

(会長)

では、議事に入ります。「議案第 1号 農地法第3条の規定による許可処分を取消願出書について」事務局より報告願います。

(事務局)

「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出書について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より報告がありましたが何か質疑等ございますか。  
質疑がないものと認め、報告のとおりといたします。

(会長)

続きまして、「議案第 1 7 号 現況確認証明申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第 1 7 号 現況確認証明申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第 1 7 号 現況確認証明申請について」推進委員 箭内一二委員より現地状況の意見をお願いします。

(箭内一二委員)

農地に入ってくる道路が軽トラックでもやつの状態となっており、これは畑のままは無理だろうということで、今回の申請はやむを得ないような状態と思われま

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(鈴木勝委員)

5 番 1 7、5 番 1 8、5 番 5 は元々畑か山林どちらでしょうか。

(箭内一二委員)

これは山林です。

(事務局)

現況は完全な山林です。道となっているが、どこが道かもわからないような状態でした。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第17号 現況確認証明申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第17号 現況確認証明申請について」許可することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」議案書に従い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」地区推進委員 小林富美雄委員より現地状況の意見をお願いします。

(小林富美雄委員)

10日に現地確認を行いました。地目は畑となっておりますが、現況は畑の様相はなく荒れており、盛って畑になると思われる。

また、8ページにあるように107番の畑と106番の田が接続しておりますが、開発行為を行った後であり、現況とは合わない状態となっておりますが、この物件については畑の売買ということで問題ないかと思えます。

(会長)

金銭が関わる問題なので、最低限境界の確認が必要ではないでしょうか。

(事務局)

107番、106番については今回の案件ではありません。94番については明確

になっております。今回の売買にかかわるものは問題ないですが、107番、106番については開発行為の跡と思われる状況になっております。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 菊地信治委員の意見をお願いします。

(菊地信治委員)

現地を確認した限りでは、畑となっておりますが、一部が田んぼへの進入路となっている部分があり、一部畑として利用しても一部は進入路の代わりとして使うのではないかという感じで見えてきました。

開発行為について本人に確認したところ、田んぼが10から15枚あったところを共同で区画整理を行っみたいたいです。

●●さんは田んぼをやる気がある人であり、前屋敷地区で耕作をする人がいなくなると困るので、売買に関しては問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について」承認することに決しました。

(会長)

続きまして、「議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

(事務局)

「議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議案書に従

い朗読説明。

(会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが「議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」地区推進委員 鈴木勝委員より現地状況の意見を申し上げます。

(鈴木勝委員)

10日に現地確認を行いました。

しっかりと境界杭が打っているため問題ないと思いました。

昔は36番2から出入りをしておりましたが、36番2の地権者が自分の畑だということになってしまい、東の道路ができてからは、そちらから出入りするようになったとのことです。

(会長)

推進委員の意見を踏まえ、農業委員 佐川ヒロ子委員の意見を申し上げます。

(佐川ヒロ子委員)

現地立ち合いを行いました。

勝委員の言うとおりに、自分の敷地のため問題ないと思います。

(会長)

担当委員の「問題なし」との意見がございましたが、委員の皆さんの意見をお伺いします。

(菊地信治委員)

現地確認やパトロールを行うと、こういう事例は結構あるため、積極的に認めていき、現況に合わせてもらう方がいいと思います。また、村農業委員会として、その方針を出した方がいいのではないかと思います。

(会長)

では、お諮りいたします。

「議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」とする声あり)

(会長)

異議なしと認め、「議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」許可することに決しました。

(午後：2時11分)

## ■その他

(会長)

以上で本日の案件は終了しますが、その他、事務局から何かございますか。

(事務局)

泉崎村農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正する規則について

(事務局長)

泉崎村農業委員会の委員選任に関する規則の一部を改正する規則について、こちらは、村長部局にて改正された規則の報告になります。既に公布済みですが、内容について改め文及び新旧対照表にて報告、説明させていただきます。

## ■次回定例総会の日程について

(会長)

以上を持ちまして、本総会の日程が終了しました。

次回の定例総会について、令和8年月5月15日(金)午後1時30分からにすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ■閉会

(会長)

以上をもちまして泉崎村4月定例農業委員会総会を閉会といたします。お疲れ様でした。

(午後：2時33分)